

# 裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]  
[REDACTED]

処分庁

倉敷市玉島社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年1月8日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が平成24年12月20日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 本件審査請求の趣旨及び理由

請求人は、生活手段として自動車が必要で、特に通院のために自動車が必要であるが、処分庁から自動車を処分するよう指導され、これに従わなかったとして行われた本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めるものと解し、以下そのように取り扱う。



の指導指示に従っていないため本件処分を行ったこと。

#### 第4 当庁の判断

本件処分は、請求人が保有している本件自動車を処分しないことを理由として行われたものであり、請求人が本件自動車を保有し、及び使用することが認められる場合に該当するかどうか検討する。

法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。これを受けて、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）では、同項の「資産」の活用について、「その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの」（第3の1）、「社会通念上処分させることを相当としないもの」（第3の5）等を除き、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は（中略）原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。」（第3本文前段）とされている。

また、生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）第3の1の問3-14によると、課長通知問第3の12以外に被保護者が自動車を保有することが認められる場合の解説に際して、「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない」とされている。

課長通知問第3の12によると、生活用品としての自動車は、障害者が通院のために自動車を必要とする場合で、①障害者の通院のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること、②当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること、③自動車の処分価値が小さく、（中略）通院に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること、④自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること、及び⑤障害者自身が運転する場合（中略）であること、の全てを満たす場合には、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえ

ないこととされている。

以上に照らし、請求人が保有する本件自動車は次官通知及び課長通知に規定する資産としての保有の要件を満たしているかどうかについて検討する。

請求人は、第3の2のとおり本件自動車を通院、買い物及び母親の施設訪問のために使用していることから、日常生活の便利のために使用しているものと認められる。問答集第3の1の問3-14のとおり日常生活の便利に用いるための自動車の保有は認められないこととされており、請求人が本件自動車を保有し、及び使用することは認められない。

ただし、請求人は、第3の5のとおり[REDACTED]を取得しており、通院に限っては使用が認められる余地があるため、その可否について課長通知問第3の12に規定する前述の①から⑤までの要件に則して検討する。

①については、第3の2から、要件を満たす。

②については、処分庁は第3の3のとおり主治医から意見を聴取している。これに対して請求人は、平成25年2月8日付けで当庁に提出した反論書において、主治医では[REDACTED]の状態まではわからないことから脳外科医の意見を聴取すべきであると主張している。病院まで又は最寄りのバス停まで徒歩で赴くことが可能かどうかについては、内科医より脳外科医又は整形外科医が判断する方が望ましいとは考えられるが、主治医の意見が明白に請求人が②の状態にないとしているのであれば、処分庁がそれを根拠にして判断することは違法又は不当とはいえない。そこで主治医の意見を具体的に見てみると、徒歩通院が可能かどうか判断できないとされている。また、バス通院については可能とされているが、第3の4のとおり請求人宅からバス停までの距離は400メートルであり、その距離を考慮した上で判断したかどうか判然としない。さらに、囑託医の意見も就労不可と思われるとのことであり、徒歩通院の可否についての判断はされていないことから、処分庁において②の要件を満たすかどうかを判断できるだけの調査検討が十分行われているとはいえない。

③については、第3の1及び7から、要件を満たす。

④については、問答集第3の1の問3-19によると、維持費について援助が可能な扶養義務者等がない場合、維持費が障害者加算の範囲で賄われるときには認められるとされており、第3の5から、要件を満たす。

⑤については、第3の1及び2から、要件を満たす。

以上のとおり、②以外については要件を満たしており、②について要件を満たすのであれば、通院のために本件自動車の保有及び使用が認められる余地もある。このことから、処分庁は、再度調査を行い②について要件を満たすかどうかを検討の上、請求人が本件自動車を保有し、及び使用することを認めるかどうか判断すべきである。

したがって、通院以外の用途で本件自動車を保有し、及び使用したいとの請求人の申立てには理由はないが、通院に限っての保有及び使用が認められる余地がある状態で、その要件について十分に調査検討することなく、第3の6の指導指示に従わなかったことを理由として第3の8のとおり本件処分を行ったことについては違法又は不当であると認められるため、本件処分は取消しを免れない。

以上のとおり、本件審査請求については理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年3月18日

審査庁 岡山県知事 伊原木 隆

